破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４４５４号
大阪府東大阪市太平寺１丁目９番７号、前住所福岡県福津市若木台２丁目22番地の３
債務者　柳谷　健治
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９７２号
大阪市西成区花園北２丁目５番３－502号、前住所大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番20号アパート光洋211号
債務者　渡邊　　孝
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１８号
大阪市阿倍野区晴明通９番７号
債務者　日和佐伸江
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４３号
兵庫県洲本市津田19番地１　武田荘２－４号
債務者　宮前　和代
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２３号
大阪市住吉区長居東３丁目１番28－907号　エバグリーン長居３号棟
債務者　山岡由美子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６３５号
大阪市城東区古市２丁目１番５－805号
債務者　臼井　弘幸
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６３６号
大阪市城東区古市２丁目１番５－805号
債務者　臼井　弥生
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９号
大阪府豊中市長興寺北３丁目12番23－203号
債務者　吉田　　治
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１号
大阪府高槻市牧田町14番81－406号
債務者　山川　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２号
大阪府高槻市牧田町14番81－406号
債務者　山川明美こと　夫　　明美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４号
大阪市城東区今福南２丁目23番９号　シティーコーポ今福101、前住所大阪市城東区鴫野東１丁目６番６号
債務者　石原　広二
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６号
大阪市鶴見区諸口１丁目10番12－1109号
債務者　松井　　勇
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44－821号
債務者　竹林　　孝
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６号
山形県東根市大字羽入557番地４　プライムタウン東原122
債務者　永沢　悦子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０１号
山形県天童市大字塚野目563番地
債務者　加藤　啓一
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０５号
山形県天童市大字乱川1579番地13
債務者　吉田　美幸
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６２号
函館市桔梗3丁目22番５号　オーナーズヒルＢ棟101
債務者　下間　光樹
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで　函館地方裁判所